

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施内容

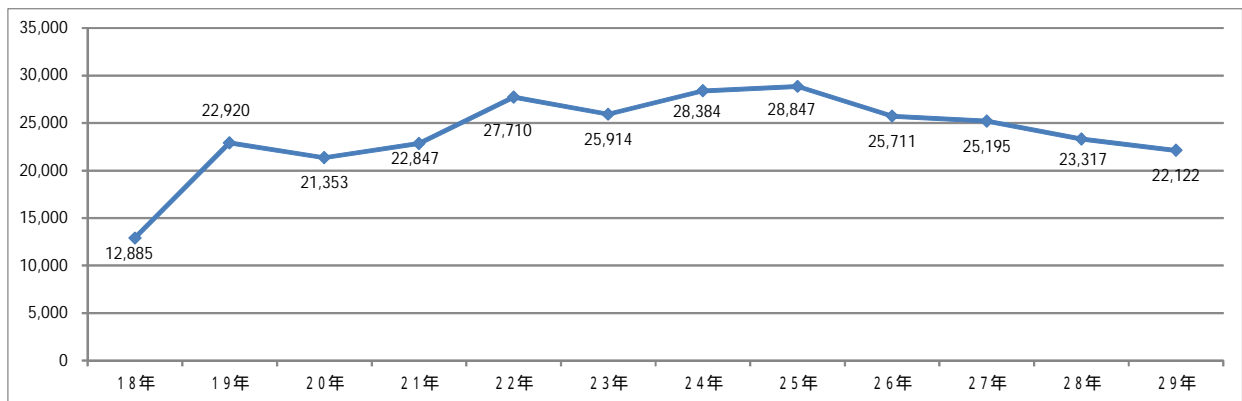
法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）は、子どもたちの人権を守るための各種相談活動を行っており、その活動の一つとして、専用相談電話「子どもの人権110番」を開設しています。

「子どもの人権110番」は、全国50か所の法務局・地方法務局に常設されていますが、今般、これに関する相談活動の強化を目的として、下記のとおり、「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」を実施し、同週間中は、平日の電話受付終了時間（午後5時15分まで）を延長して午後7時までとするとともに、土曜日・日曜日にも電話相談に応じます。

記

1. 実施期間 平成30年8月29日(水)から9月4日(火)までの7日間
2. 相談受付時間 (1)強化週間中の平日は、午前8時30分から午後7時まで
(2)強化週間中の土曜日及び日曜日は、午前10時から午後5時まで
3. 電話番号 **全国共通フリーダイヤル 0120-007-110**
（一部のIP電話からは接続できません。）
4. 相談員 法務局職員及び人権擁護委員
5. 相談内容 (例)・学校で「いじめ」や「体罰」を受けた、見かけた。
・家庭や施設等で「暴行」「虐待」を受けた、見かけた。
子どもに対する人権侵害につき救済措置を講じた主な事例は、別添1のとおり

6. 「子どもの人権110番」の利用件数の推移



相談内容の内訳等については、別添2のとおり

なお、法務省ホームページ上においては、インターネットによる人権相談(SOS-eメール)も常時受け付けています。

(パソコン・スマートフォン・携帯電話共通) ...<http://www.jinken.go.jp/>

